

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 7 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 福祉課
2. 監査の期間 令和 5 年 11 月 22 日から令和 5 年 12 月 7 日まで
3. 監査の範囲 令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】

補助金の交付事務について

件名：村山市単位老人クラブ活動費補助金（34 件）

村山市補助金等交付規則において、補助対象事業の実績報告等の書類の審査等による事業内容の確認を行い、額の確定及び補助金を交付する手順が定められているが、当該補助事業ではその規則に反し、事業完了及び実績報告を待たずに補助金が交付されていた。

予算の執行について

件名：福祉暖房費助成事業

前年度に購入し事業実施後に使用しなかった返信用郵便切手が相当数繰り越されているにもかかわらず、当年度事業分の切手を過剰に購入し、郵券等金券を過大に保管している状況が認められた。